

令和5年12月22日

古河市長 針 谷 力

職員の懲戒処分について

下記のとおり、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので、古河市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき公表します。

記

部下職員の懲戒処分に係る派遣職員の監督責任に対する懲戒処分

- ・ 被処分者 福祉部 高齢介護課 再任用副参事 61歳 男性（出向中）
- ・ 派遣先 茨城西南地方広域市町村圏事務組合利根老人ホーム 所長
- ・ 処分の理由の概要

令和4年4月1日から出向している派遣先において、被処分者の部下職員が、令和4年8月から令和5年7月にかけて累計827,000円を私的流用し（公金等の横領行為）、懲戒処分を受けた。被処分者は、管理監督者として、当該部下職員に対する指導監督に適正を欠いた。

- ・ 処分の種類及び内容
減給10分の1（2か月）
- ・ 根拠法令 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号（懲戒）
古河市職員懲戒処分等の基準
- ・ 処分年月日 令和5年12月22日

問合せ先 古河市役所 総務部 職員課

電話 0280-92-3111（内線2223、2224）